

# 入 札 説 明 書

平成 26 年度南相馬市災害廃棄物代行処理業務  
(減容化处理)

[全省庁共通電子調達システム対応]

東北地方環境事務所 福島環境再生事務所

## はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 公告日

平成 26 年 11 月 18 日（火）

### 2. 契約担当官等

支出負担行為担当官

東北地方環境事務所

福島環境再生事務所長 関谷 毅史

### 3. 業務概要

- (1) 業務名 平成 26 年度南相馬市災害廃棄物代行処理業務（減容化处理）
- (2) 業務場所 福島県南相馬市小高区蛸沢 地内
- (3) 業務内容 別紙要求水準書のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日（土）まで。
- (5) 入札方法 本業務は、電子調達システム（GEPS）で行う。入札時に業務計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（WTO 標準型）の業務である。

### 4. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 25・26 年度環境省一般競争入札参加資格のうち、工事種別「建築工事」又は「機械設備工事」において、A 等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成 13 年度以降に、本業務で提案する仮設焼却施設と同程度の規模（1 炉当たり 200 トン／日）の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に掲げる施設のうち、同法施行令第五条第一項に掲げる焼却施設。以下同じ。）を元請けとして自ら設計し、施工した実績を有すること。

- (6) 仮設処理施設の建設及び解体撤去工事に際して、現場代理人及び監理技術者を専任で現場に常駐させることができること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。監理技術者資格の部門は、建設、機械または清掃とする。
- (7) 仮設処理施設の運営・維持管理に際して、業務を総括的に管理する運営責任者を専任で現場に常駐させることができること。また、廃棄物処理施設技術管理者を仮設処理施設に専任で配置できること。  
(運営責任者と廃棄物処理施設技術管理者の兼務は可能である。)
- (8) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## 5. 担当部局

〒960-8031 福島県福島市栄町 11-25 AXCビル6階

東北地方環境事務所福島環境再生事務所南庁舎 経理課契約第二係

TEL : 024-573-7386 FAX : 024-573-0217 齋藤

※入札説明書又は設計図書が修正された場合は、修正後の資料を東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページに掲載するものとする。

## 6. 現地見学会

現地見学会を希望する者は書面（様式 0）により申し込むこと。なお、本見学会は入札参加に必須のものではない。

- ① 提出期限：平成 26 年 11 月 19 日（水）15 時まで
- ② 提出場所：5. に示す担当部局
- ③ 提出方法：書面を持参、FAX 又は郵送（提出期限必着）とする。

現場見学会の割り当て日時等詳細については、平成 26 年 11 月 19 日（水）17 時までに申込者に連絡する。

## 7. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（様式 5）を提出すること。
- ① 提出期限：平成 26 年 11 月 25 日（火）12 時まで
  - ② 提出場所：5. に示す担当部局
  - ③ 提出方法：電子調達システム（GEPS）で質問書の提出を行うこと。
  - ④ 提出部数：1 部
- (2) (1) の質問に対する回答書は、平成 26 年 12 月 8 日（月）以降に、下記の東北地方環境事務所福

島環境再生事務所ホームページにて掲載する予定。

東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページ>「調達情報」>  
<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/procure/index.html>

## 8. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、(2)に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書についても次に従い、提出すること。
- (2) 4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び技術提案書を提出することができる。この場合において、4. (1)、(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。なお、期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
  - ① 提出期限：平成 26 年 12 月 12 日（金）12 時まで
  - ② 提出場所：5. に示す担当部局
  - ③ 提出方法：申請書は、電子調達システム（GEPS）で提出を行うこと。資料及び技術提案書については、持参又は郵送による。郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
  - ④ 提出部数：申請書 1 部、資料及び技術提案書 20 部（正 2 部、副 18 部）  
※資料及び技術提案書については、正 2 部のみ会社名及び担当者名を記入し、副 18 部については、提案者が特定できないよう、提案者の社名等を塗りつぶす等の措置を講ずること。
- (3) 申請書は、様式 1 により作成すること。
- (4) 資料及び技術提案書は、次に従い作成すること。
  - ① 配置予定技術者等（様式 2）
    - (ア) 現場代理人及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格・経歴等を記載する。監理技術者について、4. (6)に掲げる基準を満たすことが判断できるよう、当該配置予定監理技術者の資格等を記載すること。監理技術者等について、専任で配置できることを示すために、他工事の従事状況等を記載すること。
    - (イ) 運営責任者及び廃棄物処理施設技術管理者（以下「運営責任者等」という。）の経歴等を記載する。また、運営責任者等について、4. (7)に掲げる基準を満たすことが判断できるよう、当該配置予定運営責任者等の資格、雇用関係、他工事の従事状況等を記載すること。
    - (ウ) 提出時に配置予定の監理技術者等及び運営責任者等（以下「配置予定技術者等」という。）が特定できない場合は、4. (6)、4. (7)に掲げる基準を満たす複数の候補者を記載することもできるが、その場合、審査においては、候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価することとなる。
    - (エ) 同一の配置予定技術者等を重複して複数の工事の配置予定技術者等とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者等を配置することができなくなったときは、申請書を提出した者は、入札してはならず、直ちに申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したこと

により配置予定技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合、指名停止等措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

- (オ) 実際の業務にあたっては、業務の継続性等において支障がないと認められる場合等 19. (2) に該当すると認められる場合、環境省担当官との協議により、配置予定技術者等を変更することができる。

## ②技術提案書

技術提案書の作成にあたっては、以下の説明を参考にして、提案・記述する。

### (ア) 必須項目（様式3）

本業務を実施する場合の実施体制、焼却施設の型式・規模、焼却施設の焼却条件、排ガス処理設備、公害防止基準、環境モニタリング項目等、要求水準書の基本的な要求事項について、記述する。

#### (a) 業務実施体制・配置予定技術者等（様式3-1）

- ・仮設処理施設の建設及び解体撤去工事、運営・維持管理時の業務実施体制について記述し、特に、現場代理人、監理技術者、運営責任者及び廃棄物処理施設技術管理者を専任で配置することを明記する。

#### (b) 仮設焼却施設の型式・規模、焼却条件（様式3-2）

- ・仮設焼却施設の型式・規模、焼却施設の焼却条件について、記述する。

#### (c) 排ガス処理設備（様式3-3）

- ・排ガス処理設備の構成、運転条件などについて、記述する。

#### (d) 公害防止基準等（様式3-4）

- ・公害防止基準等について、記述する。

#### (e) 環境モニタリング項目等（様式3-5）

- ・運転管理項目及び環境モニタリング項目について、記述する。

### (イ) 加点項目（様式4）

以下の加点項目について、本業務を実施する際に効果的と考える提案事項を具体的に記述する。

#### (a) 業務の実施体制（様式4-1）

以下に記載する評価の観点を参考にしながら、効果的な業務実施体制について記述する。

- ・建設工事期間・解体撤去工事期間において、工事を短時間で完了する工事管理体制が具体的かつ適切な提案であるか、安全管理体制が適切であるか。
- ・運営時において、運営管理・維持補修・労働安全・環境モニタリング・緊急時への対応などの面で、業務実施体制が具体的かつ適切であるか。
- ・プラントの点検・維持補修に関して、点検・維持補修の経験・実績を有した技術者を配置しているか。
- ・プラントのトラブル発生時への対処が、迅速かつ適切に実施できる体制となっているか。
- ・緊急時の体制、関係機関への連絡、地元自治体・住民への連絡方法などが、具体的で実効性があるか。
- ・地元企業を活用した計画になっているか。

(b) 業務工程（様式4-2）

要求水準書では、契約締結から約15ヶ月間で、仮設焼却施設を建設することとしている。業務開始から業務終了までの全体工程を記述する。（各事業年度別に作成すること。）

(c) 労働安全対策（様式4-3）

- ・仮設処理施設の建設、運営管理、解体撤去時に至る業務全般への安全対策について、記述する。
- ・作業員の被ばく防止対策、特別教育の内容、被ばく線量管理の方法、汚染検査の実施方法等について、具体的に記述する。

(d) 放射線管理計画（様式4-4）

- ・空間線量率、空気中の放射性物質濃度、表面汚染、灰固型化物の放射性物質濃度などの測定計画、測定体制について、具体的に記述する。

(e) 周辺環境対策（様式4-5）

- ・放射能による周辺環境への影響を防止する方法、住民・行政との良好なコミュニケーション形成に役立つデータの取得・公表方法などについて、記述する。

(f) 配置計画・動線計画・仮設計画の提案（様式4-6）

- ・計量器、受入ヤード、燃焼設備、排ガス冷却設備、排ガス処理設備、灰処理設備、灰搬出設備、助燃油貯槽、非常用発電設備、灰固型化物一時保管庫、管理棟等の配置計画(案)を記述する。
- ・運営段階での放射性物質に汚染された物を取り扱う設備・装置の清掃・点検・整備・補修でマンホールの開放が必要となる作業とその頻度を整理し、その作業性や安全の確保に対する設計上の配慮について、記述する。

(g) ゲート型放射線モニターの性能・精度確保（様式4-7）

- ・ゲート型放射線モニターが、適切に放射性物質濃度を測定できる性能・精度を有する計画としているか、具体的に記述する。

(h) 仮設焼却施設の信頼性（様式4-8）

- ・提案する焼却施設の構造・型式、特長、性能、実績、災害廃棄物への対応性、過去のトラブル事例と改善策等について具体的に説明し、提案する焼却施設の信頼性を記述する。

(i) 仮設焼却施設の非常停止時の安全確保（様式4-9）

- ・商用電源停電時の仮設焼却施設の安全な停止、商用電源に加え非常用発電設備も含めた電源が喪失した際における焼却施設の安全な停止について、具体的に記述する。
- ・仮設焼却施設非常停止時においても、排ガスをろ過式集じん器に通ガスするための設備及び運転方法が確保されていることについて、具体的に記述する。

(j) 排ガス中の放射性物質連続監視方法（様式4-10）

- ・排ガス中の放射性物質連続監視方法の有効性について、記述する。

(k) 焼却灰のセメント固型化方法等（様式4-11）

- ・作業員の被ばく防止に配慮しながら確実にセメント固型化を実施するための、焼却主灰、ばいじんのセメント固型化方法、収納容器への灰固型化物封入方法、灰固型化物搬出方法等について具体的に記述する。

(l) 仮設焼却施設の解体計画（様式4-12）

- ・解体段階での除染・解体作業の作業性や安全の確保に対する設計上の配慮について、記述する。
- ・解体対象物に放射性物質濃度の高い焼却灰等が付着していることを前提とした解体工事の作業手順について記述する。

(m) 灰固型化物等の保管方法（様式4-13）

- ・灰保管施設における灰固型化物等の保管方法について、管理用通路の設置、積み上げ段数、積み上げ方法、作業安全、スペース効率上有益性などに関して、具体的に記述する。

(n) 既設工場の解体計画・仮設灰保管施設の建設計画（様式4-14）

- ・既設工場の解体計画及び仮設灰保管施設の建設計画について、仮設焼却施設の運転により発生する灰が、仮設灰保管施設に計画的に収納できるよう、既設工場を計画的に解体し、狭隘な敷地の中で、計画的に仮設灰保管施設を建設する計画としていることを、解体順序を含めた施工計画として、具体的に記述する。

(o) 廃棄物の運搬の計画、安全性（様式4-15）

- ・仮置場から仮設処理施設に廃棄物を焼却計画に合わせて計画的に、かつ安全に運搬できる運搬計画を立案し、記述する。

(p) 仮設処理施設等のコスト削減の方法（様式4-16）

- ・仮設処理施設の建設コストや既設工場の解体工事費等を最小化する方法を提案し、それぞれの方法ごとにいくらかコストが下がるかを定量的に記述する。

(ウ) 技術提案書での提案は、技術提案事項ごとに A4 サイズで各々指定する枚数以内で簡潔かつ要領よく記述するものとする。文字サイズについては 10.5 ポイント、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと。

(エ) 技術提案書における技術提案の内容は、具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」、「共通仕様書や特記仕様書による」等）の提案は評価されないことに留意すること。

(オ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。

(a) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等として A4 サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書を含め片面 10 枚以内とすること。

(b) カタログ、他社の工法説明書等を添付する場合は、その製品、工法によって提案内容が担保できる理由を必ず記載すること。

(カ) 入札後に行われる業務において、技術提案の内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者はその提案を無償で使用できるものであること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

(5) 申請書及び技術資料作成説明会については、原則として実施しない。

(6) 技術提案会の開催

(ア) 技術提案会を開催する。開催場所、開催日時、出席者数の制限等については、有効な技術提案書等を提出した者に対して、平成 26 年 12 月 15 日(月)17 時まで連絡する。

(イ) 上記により連絡を受けたものは、指定された場所及び日時において、提出した技術提案書の説

明を行うものとする。

(ウ) 技術提案会では、提出した技術提案書に関してのみ説明する。新たな資料の配付は認めない。

(エ) 説明を行うものは、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

(7) 申請書及び技術提案書に対する審査及び評価は、東北地方環境事務所福島環境再生事務所に設置する技術提案書審査委員会において行う。

(8) 資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) 審査の結果、以下に該当する場合は、競争参加資格を有する者として認めない。

① 技術提案書の提出がない場合、必要書類が不足している場合等判断ができない場合。

② 他の入札参加者と本業務について、相談等を行い作成されたと認められる場合等の技術提案書の記載内容が適正でない場合。

(10) 競争参加資格の審査結果は、平成 26 年 12 月 22 日（月）に通知する。その際、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案書に基づく入札の可否についても併せて通知し、「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(11) その他

① 申請書、資料及び技術提案書の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約担当官等は、提出された申請書、資料及び技術提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書、資料及び技術提案書は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書、資料及び技術提案書の差し替え並びに再提出は認めない。ただし、配置予定技術者等に関して、真にやむを得ないものとして承認した場合においては、この限りではない。

⑤ 申請書、資料及び技術提案書に関する問い合わせ先は、5. に示す担当部局に同じ。

## 9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：平成 27 年 1 月 6 日（火）17 時まで

② 提出場所：5. に示す担当部局

③ 提出方法：持参すること。郵送又は FAX によるものは受け付けない。

④ 提出部数：1 部

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、平成 27 年 1 月 13 日（火）17 時までに説明を求めた者に対し回答する。

## 10. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価の審査は、技術提案審査と価格審査とにより行うが、技術審査と価格評価の配点及び総



合評価の計算方法は以下のとおりとする。

②入札書の開封時において、入札参加者が提出した入札書の入札金額が予定価格を超えていないか確認し、予定価格を超えた入札書は無効とする。

③技術提案審査における点数化方法

- ・技術提案書の評価は、必須項目審査と加点項目審査について行う。
- ・必須項目審査においては、入札参加者が技術提案書に記載した内容が、必須項目として示す要求水準書の基本的な要求項目を満たしていることを確認する。要求水準書の基本的な要求項目を1つでも満たしていない場合は失格とする。
- ・加点項目審査は、提出された技術提案書の性能・機能・実施体制等の内容が、本業務の目的達成に効果的なものであるかについて評価を行う。提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から評価する。
- ・加点項目審査については、技術提案の審査項目ごとに、技術提案書審査委員会の各委員ごとに採点する。
- ・技術提案の審査項目は、技術提案書審査委員会で評価し、技術評価点として点数化する。

**【採点基準】**

|          | 優<br>(十分満足<br>できる) | 良<br>(満足できる) | 可<br>(満足できるレベル<br>よりやや劣る) | 不可<br>(満足でき<br>ない) |
|----------|--------------------|--------------|---------------------------|--------------------|
| 15点満点の場合 | 15点                | 9点           | 3点                        | 0点                 |
| 10点満点の場合 | 10点                | 6点           | 2点                        | 0点                 |
| 5点満点の場合  | 5点                 | 3点           | 1点                        | 0点                 |

④価格審査における点数化方法

価格評価は、入札金額(設計・施工業務、運営管理業務と解体撤去業務の合計額とし、消費税及び地方消費税相当額は含まない。)に基づき、次の式により点数を算定する。

なお、算定式で求める点数は少数第2位を四捨五入した値とする

$$\text{当該入札参加者の価格評価点} = 350 \text{点} \times (1 - \text{入札参加者の入札金額} / \text{予定価格})$$

⑤総合評価点の算出方法

「③技術提案審査における点数化方法」技術評価点と「④価格審査における点数化方法」で得られた価格評価点を用いて次に示す算定式により、各応募者の総合評価点を算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 落札者の決定

①入札参加者は、価格をもって入札する。

②次の条件を満たした者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(ア)入札価格が予定価格以下であること。

(イ)技術提案が発注者の要求水準書を満足すること。

③②において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3) 履行の確認

技術提案書に記載された内容については、業務遂行時並びに業務完了時に履行状況の検査を行うものとする。

1.1. 技術提案審査における評価基準及び得点配分

技術提案審査における評価項目、審査のポイント、配点は、評価表のとおりとする。

評価表

| 区分     | 評価項目                | 審査のポイント  | 配点 | 得点 |
|--------|---------------------|--|----|----|
| 必須審査項目 | 1) 業務の実施体制・配置予定技術者等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設処理施設の建設及び解体撤去工事に際して、現場代理人及び監理技術者を専任で現場に常駐させる体制であるか。</li> <li>仮設処理施設の運営・維持管理に際して、業務を総括的に管理する運営責任者を専任で現場に常駐させることができる体制であるか。また、廃棄物処理施設技術管理者を専任で配置できるか。（運営責任者と廃棄物処理施設技術管理者の兼務は可能である。）</li> </ul>  | -  | -  |
|        | 2) 仮設焼却施設の型式、規模     | <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設焼却施設の型式は、要求水準書で規定している型式であるか。</li> <li>仮設焼却施設の規模は、200 t /日程度の能力を満足しているか。</li> </ul>  |    |    |
|        | 3) 仮設焼却施設の焼却条件      | <ul style="list-style-type: none"> <li>燃烧室出口温度は、850℃以上としているか。</li> <li>燃烧ガスの滞留時間は、850℃以上、2秒以上であるか。</li> </ul>  |    |    |
|        | 4) 排ガス処理設備について      | <ul style="list-style-type: none"> <li>2段ろ過式集じん方式としているか。</li> </ul>  |    |    |
|        | 5) 公害防止基準等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止基準等は、関連法令、条例及び要求水準書の内容を満足しているか。</li> </ul>  |    |    |
|        | 6) 環境モニタリング項目等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理項目及び環境モニタリング項目は、要求水準書の項目内容を満足しているか。</li> </ul>  |    |    |
| 加点審査項目 | 7) 業務の実施体制          | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事期間・解体撤去工事期間において、工事を短期間で完了する工事管理体制が具体的かつ適切な提案であるか、安全管理体制が適切であるか。</li> <li>運営時において、運営管理・維持補修・労働安全・環境モニタリング・緊急時への対応などの面で、業務実施体制が具体的かつ適切であるか。</li> <li>プラントの点検・維持補修に関して、点検・維持補修の経験・実績を有した技術者を配置しているか。</li> <li>プラントのトラブル発生時への対処が、迅速かつ適切に実施できる体制となっているか。</li> <li>緊急時の体制、関係機関への連絡、地元自治体・住民への連絡方法などが、具体的で実効性があるか。</li> <li>地元企業を活用した計画になっているか。</li> </ul> | 10 |    |

|                         |  |    |  |
|-------------------------|--|----|--|
| 8) 業務工程の妥当性             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書では、契約締結から約 15 ヶ月間で、仮設焼却施設を建設することとしているが、業務の目的を理解し、計画的な業務実施が考えられているか。</li> </ul>  | 10 |  |
| 9) 労働安全対策               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全般への安全対策が具体的かつ適切であるか。</li> <li>・作業員の被ばく線量管理について、被ばく防止対策、特別教育の内容、被ばく線量管理の方法、汚染検査の実施方法等が具体的かつ適切であるか。</li> </ul>  | 10 |  |
| 10) 放射線管理計画             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空間線量率、空気中の放射性物質濃度、表面汚染、灰固化化物の放射性物質濃度などの測定計画、測定体制が、有効かつ実効性あるものになっているか。</li> <li>・測定結果を有効に活用できる計画になっているか。</li> </ul>   | 10 |  |
| 11) 周辺環境対策              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能による周辺環境への影響を防止し、周辺住民が安心できるよう、適切な提案がなされているか。</li> <li>・住民・行政との良好なコミュニケーション形成に役立つデータの取得・公表方法が、具体的で効果的か。</li> </ul>  | 10 |  |
| 12) 配置計画・動線計画・仮設計画の提案   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設の配置計画(案)は、計量器、受入ヤード、燃焼設備、排ガス冷却設備、排ガス処理設備、灰処理設備、灰搬出設備、助燃油貯槽、非常用発電設備、灰固化物一時保管庫、管理棟などの配置が、具体的で適切なものであるか。</li> <li>・運営段階での放射性物質に汚染された物を取り扱う設備・装置の清掃・点検・整備・補修でマンホールの開放が必要となる作業とその頻度を整理し、その作業性や安全の確保に対する設計上の配慮がなされているか。</li> </ul> | 10 |  |
| 13) ゲート型放射線モニターの性能・精度確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲート型放射線モニターが、適切に放射性物質濃度を監視できる性能・精度を有する計画であるか。</li> </ul>   | 5  |  |
| 14) 仮設焼却施設の信頼性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する仮設焼却施設の構造・特長、型式、性能、実績、災害廃棄物への対応性、過去のトラブル事例と改善策等について、プラント設備全体の信頼性があるか。</li> </ul>   | 10 |  |
| 15) 仮設焼却施設の非常停止時の安全確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商用電源停電時に安全に仮設焼却施設が停止できる提案が、具体的かつ適切であるか。</li> <li>・商用電源に加え、非常用発電設備及び無停電電源装置も含めたすべての電源が喪失した際においても、安全に仮設焼却施設が停止できる提案が具体的かつ適切であるか。</li> <li>・非常停止時においても、排ガスをろ過式集じん器に通ガスするための設備及び運転方法が具体的かつ適切であるか。</li> </ul>                           | 15 |  |
| 16) 排ガス中の放射性物質連続監視方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス中の放射性物質連続監視方法について、その測定方法が有効かつ適切であるか。</li> </ul>   | 10 |  |
| 17) 焼却灰のセメント固型化方法等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員の被ばくに考慮しながら確実にセメント固型化を実施するための、具体的な焼却主灰、ばいじんのセメント固型化方法、収納容器の選定、収納容器への灰固化物封入方法、灰固化物搬出方法等について提案が具体的かつ適切であるか。</li> </ul>  | 5  |  |

|                            |   |     |  |
|----------------------------|---|-----|--|
| 18) 仮設焼却施設の解体計画            | ・解体段階での除染・解体作業の作業性や安全の確保に対する設計上の配慮がなされているか。<br>・解体対象物に放射性物質濃度の高い焼却灰等が付着していることを前提とした解体工事の作業手順が具体的かつ適切であるか。                                     | 5   |  |
| 19) 灰固型化物等の保管方法            | ・灰保管施設における灰固型化物等の保管方法について、管理用通路の設置、積み上げ段数、積み上げ方法等の保管方法が、作業安全が確保され、スペース効率上有益であるか。  | 10  |  |
| 20) 既設工場の解体計画・仮設灰保管施設の建設計画 | ・既設工場の解体計画及び仮設灰保管施設の建設計画について、仮設焼却施設の運転により発生する灰が、仮設灰保管施設に計画的に収納できるよう、既設工場を計画的に解体し、計画的に仮設灰保管施設を建設する計画であるか。また、その計画は、狭隘な敷地の中で、合理的かつ実現可能な施工計画であるか。 | 10  |  |
| 21) 廃棄物の運搬の計画、安全性          | ・仮置場から仮設処理施設への廃棄物運搬計画は、焼却計画に合わせた計画的なものであるか、また安全性を確保しているか。   | 5   |  |
| 22) 仮設処理施設のコスト削減の方法        | ・仮設処理施設等の建設解体コストを最小化する方法に関して、提案は適切かつ方法ごとにいくらコストが下がるか定量的に説明されているか。   | 15  |  |
| 技術評価点                      |   | 150 |  |
| 価格評価点                      |   | 350 |  |
| 総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計）      |   | 500 |  |

次に示す技術提案内容の評価に関する事項を遵守すること。

- ①提案が規定枚数を超過した場合については、資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。
- ②提案内容が、本工事と無関係なもの、法令に違反・抵触するもの、関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のあるものである場合には、提案として認めないものとし、それ以外の内容で評価することとなること。
- ③提案内容が評価項目を設定した趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、各評価項目に係る技術提案加算点の最高点の半点を減点することがあること。

## 1 2. 入札及び開札の日時

日 時： 平成 27 年 1 月 15 日（木）10 時 30 分

## 1 3. 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、上記 1 2. の日時までに電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。
- (2) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札の辞退を行う場合は、電子調達システム（GEPS）上で辞退届を提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本業務の入札は要求水準書に記載の予定数量を見込んで算出した総価をもって入札金額とし、入札書の業務費内訳書（様式6）に記載された単価をもって契約金額とする。

- (5) 入札書の日付は、提出日を記入する。
- (6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (7) 入札参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取りやめることがある。

#### 14. 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除。

ただし、入札保証保険証券を開札時まで、5. に示す担当部局まで持参又は郵送により提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上とする。

##### (2) 契約保証金

免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付するものとする。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上とする。

#### 15. 業務費内訳書等の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式6）を、開札時まで電子調達システム（GEPS）により提出すること。また、業務費内訳書の積算根拠となる事業年度別の経費内訳書を、積算参考資料を参考にして作成し、あわせて提出すること。
- (2) 業務費内訳書は、商号又は名称並びに住所、宛名（発注者名）及び業務名を記載し、記名及び押印を行い、提出すること。
- (3) 業務費内訳書の内容は、単位及び予定料金を表示したものとする。
- (4) 業務費内訳書は、開札時まで、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書が提出されないときは、入札を無効とする。
- (5) 契約担当官等又はこれらの補助者は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、業務費内訳書が別表のいずれかに該当するものについては、入札心得第6条に該当する入札として、原則として当該業務費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 1 未提出であると認められる場合<br>(未提出であると同視できる場合を含む。) | (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合   |
|  | (2) 内訳書とは無関係な書類である場合        |
|  | (3) 他の業務の内訳書である場合           |
|  | (4) 内訳書に押印が欠けている場合          |
|  | (5) 内訳書が特定できない場合            |
|  | (6) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合 |

|                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| 2 記載すべき事項が欠けている場合       | (1) 内訳の記載が全くない場合                   |
|                         | (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合 |
| 3 添付すべきではない書類が添付されていた場合 | 他の業務の内訳書が添付されていた場合                 |
| 4 記載すべき事項に誤りがある場合       | (1) 発注者名に誤りがある場合                   |
|                         | (2) 発注案件名に誤りがある場合                  |
|                         | (3) 提出業者名に誤りがある場合                  |
|                         | (4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合            |
| 5 その他未提出又は不備がある場合       |                                    |

## 16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札、並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 17. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で10.により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

予定価格算出額に10分の6を乗じて得た額

(2) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、契約担当官等に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。その場合において、提出期限の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

①提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

②提出場所：5.に示す担当部局

③提出方法：持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

④提出部数：1部

## 18. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。なお、8.(6)に基づくヒアリングに係る説明事項と異なる内容の説明を行わないこと。

## 19. 配置予定技術者等の確認

- (1) 落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (2) 実際の業務にあたって請負者は、業務の継続性等において支障がないと認められる場合において環境省担当官との協議により、配置予定技術者等を変更できるものとする。変更については、下記を満足することを条件とする。
  - ① 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
  - ② 業務の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、途中交代しても支障がないと認められる場合。
- (3) 上記②において途中交代を認める際の現場対応。
  - ① 交代後の配置予定技術者等に求める資格及び業務経験は、交代日以降の業務内容に相応した資格及び業務経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
  - ② 配置予定技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の配置予定技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
  - ③ 履行期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認める。

## 20. 契約の締結

本業務全体の履行期間は平成29年度末としているが、各年度毎に契約、精算を行うものとし、また、次年度以降の契約締結は、各年度の予算が成立し所要の予算措置が講じられることを条件とするものである。

## 21. 契約書作成の要否等

要

## 22. 支払条件

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 前払金 | 中間前金払 | 部分払 |
| 有り  | 無し    | 有り  |

## 23. 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

## 24. 再苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-3581-0262）に対して苦情を申立てることができる。

## 25. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に示す担当部局

## 26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務においては、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 落札者は、8. (4)の資料に記載した配置予定技術者等を当該工事の現場に配置すること。
- (6) 落札者（単体有資格者）以外の事業実施協力者が存在する場合  
単体有資格者が、技術提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求められることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。
- (7) 共同企業体として参加する場合は、4. (1)～(10)を有する構成員を代表者とすること。ただし、4. (1)～(4)、(8)～(10)については、共同企業体構成企業全てが満たす必要がある。なお、共同企業体は、甲型又は乙型いずれの形態も参加可能である。